

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(令和3年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 141,100 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	414,183	266,594	5,400		14,567	127,622
	高齢者福祉事業	66,439				6,807	59,632
	児童福祉事業	502,298	78,238	328,000	36,493	6,102	53,465
	母子福祉事業	1,686		1,500		19	167
	小計	984,606	344,832	334,900	36,493	27,495	240,886
社会 保険	介護保険事業	469,505	24,537		72,789	38,129	334,050
	国民健康保険事業	166,255	70,726			9,787	85,742
	小計	635,760	95,263	0	72,789	47,916	419,792
保健 衛生	高齢者医療事業	375,493	64,179			31,893	279,421
	病院事業	329,179				33,723	295,456
	疾病予防対策事業	60,760	14,486		46,274	0	0
	医療提供体制確保事業	1,410			700	73	637
	小計	766,842	78,665	0	46,974	65,689	575,514
合計		2,387,208	518,760	334,900	156,256	141,100	1,236,192